

## 成年被後見人の選挙権及び被選挙権等を認める法改正がなされたことに関する 理事長声明

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート  
理事長 松井秀樹

昨日、参議院本会議において公職選挙法及び国民投票法の改正案が全会一致で可決され、成年被後見人に対する選挙権及び被選挙権並びに国民投票法による投票権が認められることとなった。

本改正は、「障害のある人が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。」とする国際連合の「障害者の権利に関する条約」の12条2項の趣旨にも合致するものであり、当法人は、ノーマライゼーションの理念に則った本改正を高く評価したい。

また、本改正は、本年3月14日に東京地方裁判所が、成年被後見人は選挙権を有しないとしている公職選挙法11条1項1号は、憲法15条1項及び3項、43条1項並びに44条但し書に違反し無効であると言い渡した判決内容にも沿うものであり、この判決を受けていち早く法改正に尽力された国会及び政府機関並びに関係機関に対して敬意を表するものである。

当法人は、国及び自治体等に対し、本年7月に予定されている次期参議院議員選挙から成年被後見人の選挙権等の行使を可能とすべく、本人の意思及び心身の状況に十分に配慮した投票手続がなされるための環境を速やかに整えることを強く希望する。

当法人としても、本改正の事実を当法人ホームページや広報誌等を活用して内外に告知し、成年被後見人の選挙権等の行使の機会確保に務めていく所存であるが、特に、成年被後見人が入所している施設または就労している勤務先におかれては、投票のために要する時間を十分に確保されるよう特段の配慮をお願いしたい。

また、国及び関係機関に対し、投票行為に対して万が一にも不当な介入や誘導等の不正に巻き込まれることのないよう、不正防止対策に万全を期するよう要望するものである。

さらに、投票会場でのコミュニケーションや自己表現が難しい人のために、代筆等による投票に際しては、精神保健福祉に関わる専門家を立ち合わせる等の配慮も検討していただきたい。

当法人は、今後とも成年後見制度利用者本人の権利を保護し支援するための活動に全力を挙げて取り組む所存であるが、本改正を機に、未だ100以上の法令等において設けられている成年被後見人の資格制限や地位の剥奪等についての再検討がなされることを深く願うものである。

2013年5月28日